



決算理事会・定時評議員会の開催時期延伸を要望

～厚生労働大臣に(一財)総合福祉研究会から要望書を提出しました～

◆新型コロナウイルス感染症の発生とそれに伴う全国的な緊急事態宣言の発令により、接触機会を削減するために職員の出勤抑制や施設訪問を控えること等から事務が遅延し、計画通りの計算書類作成業務の遂行が困難となっており、6月末までの定時評議員会の開催が危ぶまれている状況です。

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」の第4条では「特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかったものについて、その不履行に係る行政上…の責任が問われることを猶予する必要があるときは、政令で、特定非常災害発生日から起算して四月を超えない範囲内において特定義務の不履行についての免責に係る期限を定めることができる。」と定められています。また、一般企業においても、「新型コロナウイルス感染症の影響により当初予定した時期に株主総会を開催できない場合においては、その状況が解消された後合理的な期間内に定時株主総会を開催すれば足りる」との解釈が法務省から4月2日付にて示されています。

これらの考え方を参考に、社会福祉法人においても、まずは、地域による制限なしに一律、社会福祉法の規定を1か月間延長し開催することを可能としていただき、その1か月で決算理事会・定時評議員会を開催できない個別理由がある場合には、所轄庁と協議のうえさらに3か月間まで延長が可能としていただきたいこと。さらにこれに関連して「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」等による現況報告書や計算書類等の公開期限についてもしかるべき期間延伸をしていただき、また「指導監査ガイドライン」等、社会福祉法人に対する令和2年度の指導内容もそれを踏まえたものとしていただきたいことを厚生労働大臣に要望しました。

要望書は総福研のホームページに掲載しています。

(事務局)

https://www.sofukuken.gr.jp/wordpress/wp-content/uploads/2020/04/kourousyou_youbousyo20200422.pdf

介護施設での感染に注意

～海外では高い高齢者施設での死亡率～

◆ヨーロッパでのコロナによる全死者のうち介護施設の占める死亡割合はかなり高いようです。ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス(LSE)の研究グループがベルギー、カナダ、フランス、アイルランド、ノルウェー等の老人ホームを調査したところ、新型コロナウイルスによる死亡の49～64%が施設に集中していたとのことです(参考資料の図表1参照)。またドイツでも死亡者の3分の1は介護ホーム等福祉施設の入所者だそうです。

日本の高齢者介護施設ではほとんどのところは既に全面的な面会謝絶になっておりますが、それでも各地で感染事例が出ています。看護師や介護スタッフに若い母親が多く、保育園や幼稚園も休園になっているので勤務シフトを組むのも簡単ではない状況下で、入所者に感染者が出ると部屋やフロア、そして介護スタッフも分けなければなりません。スタッフ自身が感染すると最低2週間は欠員となります。このように介護施設では介護者であれ入所者であれ1例でも感染者が出た場合大変な事態となり、いつ介護崩壊が起きるか予断を許さない状況下で持続的な緊張が続いています。

病院や診療所の医師、看護師ら医療従事者や老人ホームのスタッフは患者や入所者に至近距離で接しないことには仕事にならず、2メートルの安全距離をとることができません。このためフェイスシールドやゴーグル、N95マスク、防護服、手袋などの防護具が欠かせませんが、医療現場でもこうした防護具が不足しているのが現実で、介護施設にまで行き渡らず、洗濯による再利用や手作りでしのいでいる状況です。

厳しい状況ではありますが、消毒や換気に留意して、この難局を乗り越えていただきたいです。(事務局)

GWに向けて更なる接触削減を

～感染症対策専門家会議が提言書を発表～

◆4月22日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議は「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」を発表しました。その前半の状況分析部分では、4月20日に累積感染者数が10,200人を超えるなどの感染状況と、それまでに行ってきた施策の状況と課題を説明、そして後半では、ゴールデンウィークを視野に入れ、感染のまん延を食い止めるための、接触機会の削減の必要性を改めて強調しました。

提言部分ではまず「行動変容の徹底」として、「これまでに、人の移動は大きく減少したが、必要とされる人と人との8割の接触の削減が達成できたかどうかは現段階では確認できていない。」としました。一つには平日の出勤状況が計画よりも減少していないという懸念で、確実に8割の接触削減をするために、社会機能の維持に必須とされない事業については、テレワークやシフトの変更等を徹底するなど、より一層の努力を求めています。

もう一つは、住宅街やその近郊の公園やスーパーマーケットでの人手が減少せず、所によっては増加している状況において、これらの場所での感染対策が課題として挙げられています。

専門家会議は「人との接触を8割減らす、10のポイント」を作り、平日の出勤等については在宅勤務とオンライン飲み会、買い物については少人数ですいている時間に行くことと通販の活用、ジョギングも少人数で公園はすいた時間と場所を選ぶこと、また帰省もビデオ通話でオンライン帰省を呼びかけています(参考資料の図表2参照)。

これから気持ちの良い季節とはなりますが、接触機会の削減に努力しましょう。(事務局)

◆現在、総福研HPでは会員メーリングリストにて配信を致しました、コロナウイルス感染拡大を受けて本井理事長から会員事務所の皆様宛てたメッセージを掲載しております。その他、各省庁による決算期延長等の事務連絡も掲載しております。よろしければご確認ください。皆様も、時節柄どうぞご自愛くださいますようお願い申し上げます。

◆ FAX NEWS (PowerPointにて制作) は下記URL総福研ホームページからダウンロードしていただけます。どうぞご利用下さいませ。◆

お知らせ



一般財団法人
総合福祉研究会

本部事務局

TEL : 03-5961-6061
FAX : 03-3915-2661

〒170-0004

東京都豊島区北大塚1丁目13-12 全経会館ビル2階

E-Mail info@sofukuken.gr.jp

URL http://www.sofukuken.gr.jp/

◆図表1 介護施設居住者のCOVID-19に関連する死亡率に関する比較表

国	日付	COVID-19に関連する死亡の総数(人)	COVID-19に関連する介護施設居住者の死亡数(人)	死亡総数に対する介護施設等死者数の割合
オーストラリア	2020年4月16日	63	9	14%
ベルギー	2020年4月16日	4,857	2,387	49%
カナダ	2020年4月14日	903	511	57%
フランス	2020年4月15日	17,167	8,479	49%
アイルランド	2020年4月13日	444	245	55%
ノルウェー	2020年4月16日	136	87	64%
シンガポール	2020年4月16日	10	2	20%

資料: 2020.04.17「介護施設でのCOVID-19発生に関連する死亡率: 初期の国際的証拠(London School of Economics)」から

◆図表2 人との接触を8割減らす、10のポイント

人との接触を8割減らす、10のポイント

参考資料 1

緊急事態宣言の中、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。
新型コロナウイルス感染症から、あなたと身近な人の命を守れるよう、日常生活を見直してみましよう。

1 ビデオ通話で
オンライン帰省



2 スーパーは1人
または**少人数で**
すいている時間に



3 ジョギングは
少人数で
公園は**すいた時間、**
場所を選ぶ



4 待てる買い物は
通販で



5 飲み会は
オンラインで



6 診療は**遠隔診療**
定期受診は間隔を調整



7 筋トレやヨガは
自宅で動画を活用



8 飲食は
持ち帰り、
宅配も



9 仕事は**在宅勤務**
通勤は医療・インフラ・
物流など社会機能維持
のために



10 会話は
マスクをつけて



**3つの密を
避けましよう**

1. 換気の悪い**密閉空間**
2. 多数が集まる**密集場所**
3. 間近で会話や発声をする**密接場面**

**手洗い・
咳エチケット・
換気や、健康管理**

も、同様に重要です。